

第147期 中間決算公告

平成29年12月22日

熊本市中央区練兵町1番地  
株式会社 肥後銀行  
取締役頭取 甲斐 隆博

中間貸借対照表（平成29年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	439,588	預 金	4,300,577
コールローン	60,354	譲渡性預金	241,061
買入金銭債権	1,065	コールマネー	23,000
特定取引資産	471	売現先勘定	68,872
金銭の信託	4,860	債券貸借取引受入担保金	201,961
有価証券	1,502,988	特定取引負債	12
貸出金	3,204,446	借入金	174,203
外国為替	8,929	外国為替	88
その他資産	103,355	その他負債	39,810
有形固定資産	51,619	未払法人税等	3,598
無形固定資産	5,372	リース債務	2,266
前払年金費用	2,860	資産除去債務	168
支払承諾見返	10,336	その他の負債	33,776
貸倒引当金	△ 22,126	退職給付引当金	5,273
		睡眠預金払戻損失引当金	746
		偶発損失引当金	223
		繰延税金負債	3,586
		再評価に係る繰延税金負債	4,546
		支払承諾	10,336
		負債の部合計	5,074,302
		（純資産の部）	
		資 本 金	18,128
		資 本 剰 余 金	8,133
		資 本 準 備 金	8,133
		利 益 剰 余 金	234,855
		利 益 準 備 金	18,128
		その他利益剰余金	216,726
		不動産圧縮積立金	363
		別途積立金	202,387
		繰越利益剰余金	13,975
		株主資本合計	261,117
		その他有価証券評価差額金	35,570
		繰延ヘッジ損益	△ 2,953
		土地再評価差額金	6,086
		評価・換算差額等合計	38,704
		純資産の部合計	299,821
資産の部合計	5,374,124	負債及び純資産の部合計	5,374,124

中間損益計算書 (平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		36,761
資 金 運 用 収 益	25,950	
(うち貸出金利息)	( 16,587 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 9,233 )	
役 務 取 引 等 収 益	5,459	
特 定 取 引 収 益	3	
そ の 他 業 務 収 益	2,154	
そ の 他 経 常 収 益	3,193	
経 常 費 用		25,424
資 金 調 達 費 用	2,387	
(うち預金利息)	( 369 )	
役 務 取 引 等 費 用	2,308	
特 定 取 引 費 用	0	
そ の 他 業 務 費 用	1,008	
営 業 経 費	19,583	
そ の 他 経 常 費 用	137	
経 常 利 益		11,336
特 別 利 益		0
特 別 損 失		73
税 引 前 中 間 純 利 益		11,263
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,588	
法 人 税 等 調 整 額	<u>△ 111</u>	
法 人 税 等 合 計		<u>3,477</u>
中 間 純 利 益		<u>7,786</u>

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	20年～50年
その他	5年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

## (3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

## (4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積もり計上しております。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、貸出・債券等の金利変動リスクを減殺する目的で行うヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,268 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は635百万円、延滞債権額は51,792百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は256百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,487百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,171百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,123百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 478,300 百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,255 百万円

売現先勘定 68,872 百万円

債券貸借取引受入担保金 201,961 百万円

借用金 174,203 百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、有価証券64,083百万円及びその他資産73,152百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金359百万円、金融商品等差入担保金8,400百万円及び中央清算機関差入証拠金13,065百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、697,747百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが667,106百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 37,832 百万円

11. 単体自己資本比率 11.49%

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は13,363百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 2,001 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (平成 29 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が 中間貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	11,183	11,253	69
	その他	—	—	—
	小計	11,183	11,253	69
時価が 中間貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,907	2,882	△24
	その他	—	—	—
	小計	2,907	2,882	△24
合計		14,091	14,136	44

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 29 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	4,326
関連法人等株式	—
合計	4,326

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成29年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	56,835	25,257	31,578
	債券	889,091	866,163	22,927
	国債	600,596	584,948	15,648
	地方債	120,442	115,911	4,530
	短期社債	—	—	—
	社債	168,053	165,303	2,749
	その他	178,082	173,115	4,966
	うち外国証券	169,587	165,537	4,049
	小計	1,124,009	1,064,536	59,473
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,216	2,360	△144
	債券	216,569	220,662	△4,093
	国債	59,328	61,098	△1,770
	地方債	53,810	55,737	△1,927
	短期社債	18,000	18,000	—
	社債	85,430	85,826	△395
	その他	140,587	145,585	△4,998
	うち外国証券	108,288	111,938	△3,649
	小計	359,372	368,608	△9,236
合計		1,483,381	1,433,145	50,236

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	1,183
その他	5
合計	1,188

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、当中間期末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、30%以上50%未満の銘柄について過去一定期間の時価の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,871 百万円
退職給付引当金	2,380
減価償却	758
有価証券償却	945
繰延ヘッジ損益	1,289
その他	<u>1,583</u>
繰延税金資産小計	13,828
評価性引当額	<u>△1,704</u>
繰延税金資産合計	12,124
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,666
不動産圧縮積立金	△158
前払年金費用	△869
その他	<u>△17</u>
繰延税金負債合計	△15,711
繰延税金負債の純額	<u>△3,586</u> 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,300円85銭

1株当たりの中間純利益金額 33円78銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。